**育児・介護休業等に関する労使協定**

◯◯株式会社と□□労働組合は、◯◯株式会社における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

**（育児休業の申出を拒むことができる従業員）**

第１条 事業所長は、次の従業員から１歳に満たない子（法定要件に該当する場合は1歳6か月又は2歳）を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一　入社１年未満の従業員

二　申出の日から１年以内（法定要件に該当する場合の申出にあっては6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな従業員

　三　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（介護休業の申出を拒むことができる従業員）**

第２条　事業所長は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

二　申出の日から93 日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

　三　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（子の看護休暇、介護休暇の半日単位取得について）**

第３条　２分の１以外の時間数を半日とする対象労働者の範囲は、○○○とする。

２　取得の単位となる時間数は、始業時刻から３時間又は終業時刻まで４時間45 分とする。

３　休暇１日当たりの時間数は、７時間45 分とする。

**（子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員）**

第４条　事業所長は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一　入社６か月未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（介護休暇の申出を拒むことができる従業員）**

第５条　事業所長は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

赤字部分･･･H29.10改正対応

一　入社６か月未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（所定外労働の制限の申出を拒むことができる従業員）**

第６条　事業所長は、次の従業員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）**

第７条　事業所長は、次の従業員から育児短時間勤務の

申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　1 週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）**

第８条　事業所長は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

　一　入社１年未満の従業員

　二　1 週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（従業員への通知）**

第９条　事業所長は、第１条から第２条及び第４条から第８条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

**（有効期間）**

第10 条　本協定の有効期間は、平成◯年◯月◯日から平成◯年◯月◯日までとする。 ただし、有効期間満了の１か月前までに、会社、組合いずれからも申出がないときには、更に１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

　平成◯年◯月◯日

　　　◯◯株式会社

　　　　　　　 代表取締役 　◯◯◯◯　　　　印

　　　□□労働組合

　　　　　　　 執行委員長 　◯◯◯◯　　　　印